

南足柄都市計画区域区分

平成28年11月1日

神奈川県



南足柄都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 22 年	平成 37 年
都市計画区域内人口	44 千人	40.5 千人
市街化区域内人口	35 千人	31.5 千人
保留人口（うち特定保留人口）	—	—（—）

## 理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和 45 年の当初決定以来、6 回の見直しを行ってきたところですが、今回、平成 22 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、区域区分の区域、目標年次及び人口フレームを本案のとおり変更するものです。

千津島怒田地区については、土地区画整理事業の完了に伴う区域区分境界の整理により、市街化区域への編入を行います。

怒田地区及び壺下地区については、土地区画整理事業の完了に伴う区域区分境界の整理により、市街化調整区域への編入を行います。

向田地区等については、計画図及び公図の不整合を修正するなど必要な変更を行います。

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳
	新	旧	
市街化区域	<u>717ha</u>	<u>717ha</u>	+ 0.41ha 市 → 調 △ 0.08ha 調 → 市 0.49ha
市街化調整区域	<u>6,995ha</u>	<u>6,976ha</u>	+18.6ha 市 → 調 △ 0.49ha 調 → 市 0.08ha 国土地理院精査 19.0ha
都市計画区域	<u>7,712ha</u>	<u>7,693ha</u>	+19.0ha 国土地理院精査 19.0ha